

議会だより

57号

平成29年10月発行

Report of City Assembly



三本松ほろ宵まつり
東風(おおち踊り復活プロジェクト)

目次

9月定例会	2~3
総務建設経済常任委員会	3
予算審査常任委員会	3~4
一般質問	4~11
総務建設経済常任委員会	12
民生文教常任委員会	12

議員定数調査検討特別委員会	13
議会改革推進会議	13
視察報告	14
議員の賛否表	15
公共交通対策特別委員会	15
議会日誌等	16

平成29年 第4回定例会

9月6日から22日まで開会

承認(1件)

承認第1号

○香川県立三本松高等学校野球部の甲子園出場に伴い後援会へ700万円を助成した。

補正予算(4件)

議案第1号

平成29年度東かがわ市一般会計補正予算(第2号)について

〈主な事業〉

- 財政調整基金積立金(6億4,690万円)平成28年度繰越金の二分の一を基金へ
- ふるさと納税事業関連経費(9,547万8千円)ふるさと納税運営委託料等
- 地域振興基金積立金(5,073万1千円)ふるさと納税寄付金の確定による積立て
- 高齢者運転免許証自主返納奨励金(150万円)65歳以上で免許証返納者に「ありがとう券」1人1万円を交付、「平成30年1月から施行」
- 引田地区幼保一元化事業の施設

整備に係る土地購入費(2,541万5千円)引田小中学校隣接地に拡張

○外国人観光客に対応の多言語対応タブレット購入費等(29万円)

平成29年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第2号

平成29年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○財政調整基金積立金、一般会計繰出金等1億304万7千円追加し、総額41億1,729万3千円に

議案第3号

平成29年度東かがわ市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について

○一般会計繰出金852万3千円追加し、総額3,244万円に

議案第4号

平成29年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第1号)について

〔収益的支出〕

○610万円を追加し、総額6億6,348万5千円に

浄水場の汚泥収集運搬及び処理〔資本的支出〕

○790万円を追加し、総額6億

6,360万1千円に

国の28年度追加補正予算に伴う国道11号バイパス配水管布設設計費等

その他(3件)

議案第5号

財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)

○消防ポンプ自動車1台2,084万4千円

契約の相手方、(株)福島商会

議案第6号

平成28年度東かがわ市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○新会計基準に基づき、その他未処分利益剰余金変動額5,000万円を水道企業会計の資本金に組み入れ

議案第7号

香川県広域水道企業団の設置について

○県内の水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため企業団を設立

質 疑

承認第1号

専決処分承認を求めることに
ついて

問 今回、三本松高校野球部の甲子園出場にあたり助成金700万円支出している。どの要綱をもとに支出したのか。

答 要綱等はない。平成17年に同校が甲子園に出場した時の助成額を参考にした。

討 論

議案第1号

総務建設経済

常任委員会

付託議案

議案第7号

香川県広域水道企業団の設置について

委員会での主な質疑は次の通りです。

問 水道事業等の統合に関する基本協定書について県内首長の会で調印し、その後、各議会へ持ち帰っている。本来は議会が、承認してから協定書に調印するのが順序ではないのか。

平成29年度東かがわ市一般会計補正予算(第2号)について

反対の主旨 引田地区幼保一元化施設の建設は、小海、相生地区に保育所がなくなり、子育て環境の後退となる。高齢者運転免許証自主返納奨励金支給制度は、愚策である。

議案第7号

香川県広域水道企業団の設置について

反対の主旨 水道法でも、経営主体が「市町村が原則」と規定されている。東かがわ市は自己水源がある。水道料金の値上げとなる。又、市民不在のすすめ方である。

答 大きな統合とか新たなことと
いうのは、ある程度、リーダー
シップも必要という中で、この
ようになった。この協定の基本
計画については、大枠の協定で
あり細部の決定事項については、
その都度、議会に説明し理解を
求めている。

問 地元業者への対応と配慮につ
いてはどのようにするのか。

答 水道事業者の育成については、
協議会において継続して要望し
ていく。

予算審査 常任委員会

付託議案

議案第1号

平成29年度東かがわ市一般会計
補正予算(第2号)について

歳入歳出ともに8億9,192
万2千円を追加し、補正後の予算
総額を185億4,274万6千
円に

「教育費」

○給食センター調理・配送等業務
委託の債務負担について

問 この業務委託の債務負担につ
いては、3年契約で前回の平成
26年度時より約3,900万円
増額となっているがその理由に
ついて。

答 人件費の高騰とともに、ノロ
ウイルスなどの集団食中毒の防
止等の衛生管理の徹底や食物ア
レルギー等に対応するための人
員の強化のためである。

○文化財助成事業について

問 猪熊邸改修工事については県
が事業主体であるが、事業費の
負担割合は。

答 県が2分の1、市が4分の1、
所有者が4分の1である。

「民生費」

○引田地区幼保一元化事業について

問 用地購入費を計上しているが、
取得できた場合は、施設の配置
計画の変更はあるのか。また、駐
車場は66台分確保できるが、常
には、これだけ必要ないと考え
る。駐車場以外の目的にも活用
した方が有効ではないのか。

答 建物の配置計画は変更しない
予定である。進入経路について
は、今後検討していく。また、駐
車場の有効活用については、今
のところ計画していない。

問 用地の購入価格については、不動産鑑定士等による鑑定価格により決定したのか。

答 土地価格の算定については、用地業務を担当している建設課土地対策グループが、近傍の固定資産税標準宅地の鑑定評価価格より批准し、個別的要因としては、道に接するとか、土地の形状等により算定した。

「土木費」

○道路橋りよう維持修繕事業について

問 市道の修繕工事として4,000万円計上しているが、補正した理由は。

答 市道の修繕工事が順調に進み、計画の進捗を図り、一層の維持修繕に努めるため。

「衛生費」

○五名地区飲料水供給施設管理事業について

問 当初予算で水質検査料が計上されていたが、今回の水質検査は法的に決まったものか。また、

今後行うものか。

答 この、クリプトスポリジウム等の検査については、市で決めた基準により行うものである。クリプトスポリジウム等の指標菌の検査については、今後、毎月実施する。

「総務費」

○移住交流支援事業について

問 この事業については、当初予算では5件であったが、補正後10件分となる。説明で移住・定住と言われたが、市内の方でも空き家バンクに登録していれば対象となるのか。また、この事業の周知はどのようにしているのか。

答 空き家バンクに登録していれば市内の方でも助成対象となる。また周知については、この制度が始まったときに宅建協会等に説明会を行った。



詳しくは
インターネットで議会中継を録画配信中!!

東かがわ市議会中継

検索

一般質問全項目

中川 利雄

・市道小海馬宿川線整備の進捗状況と今後の道路整備対策について

・インターネット等情報モラル教育の現状と対策について

工藤 正和

・保育現場の改善をはじめとした働き方改革について

久米 潤子

・「食品ロス」削減の取り組みについて

・観光振興について

山口 大輔

・地域ニーズ充足を考えた総合支援事業のあり方について

・外郭団体等への市の関与のあり方について

渡邊 堅次

・教育現場におけるICT環境整備について

・市道認定見直しと足谷川側面県所有地の有効活用について

・北朝鮮のミサイル発射時の対応について

鏡原慎一郎

・夜間対応について
・民間資産の活用について

東本 政行

・私立高校通学世帯への市独自の支援について

・特定公共賃貸住宅の空き室対策について

・市長の政治姿勢について

大田 稔子

・学校再編整備に伴う跡地利用について

・しる通りの新しい学校づくりについて

・地域包括ケアシステムの構築に向けて

楠田 良一

・市の滞納整理について

橋本 守

・観光振興について
・三好千代子
・所得制限なしの給食無償化について

滝川 俊一

・災害対策について

大藪 雅史
・市の責任、瑕疵の考え方を問う

木村 作

・徳育について

※太字のものを今回紙面に掲載しています。

市道小海馬宿川線の整備対策について

未整備部分は引き続き事業を進める



中川 利雄

東かがわ市として、引き続き要望と協力を行っていく。

問 足谷川東詰め交差点より百年橋西交差点まで約300メートルの道路整備計画は。

答 この間の整備には、制約条件が多数あり、現在のところ具体的な事業計画が策定できていないが、香川県において、二級河川馬宿川左岸の県道石井引田線の未改良区間について、事業計画を策定する予定であるとのことであり、東かがわ市においても県道改良計画との整合を図るとともに、周辺の道路を総合的に勘案しながら検討している。

問 現在、足谷橋の拡幅及び東詰め交差点までの道路工事中であり、今年の年末の工事完了の予定で進めている。

答 現在古川橋の拡幅工事が着工できない原因は。

答 この工事予定場所は、香川県が事業担当しており、地権者の相続手続きが完了していないため、改良工事が中断している。

問 小海馬宿川（百年橋）間の交通安全対策は。

答 今後も、警察や地元企業等と十分協議しながら、啓発を含めた対策を講じていく。

保育現場の改善をはじめとした働き方改革について

意識改革とICT活用で改善を



工藤 正和

保することも必要である。

問 働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものである。人材不足に頭が痛い地方にとっても、取り組んでいきたい事案である。市外からの子育て世代を受入れるためにも、保育現場の充実も早急に取り組むべき課題である。また、保育士の人材不足はどこでも言われているが、自身の家庭を犠牲にして勤務しているというのでは、保育士になりたいという人も激減する。大切な子どもたちを預かる仕事であり、こうした現場から多様な働き方を進め、働きやすい職場を実現していかなくてはならない。また、保育の質を確保するためには研修時間を確

保することも必要である。そうしたことも考慮し、業務負担の軽減、ICTの積極的活用など、長時間化に歯止めをかけるための働き方改革を行う必要があるのではないか。そして、働く保育現場の声に広く耳を傾け、勤務実態の改善を行う必要がある。市の取り組みの現状と改善について伺う。

答 保育士が負担を感じている主たる要因は、基本的には、昼間の保育に加え、終了後の保護者への対応や保育記録等書類の作成、行事の準備を行うなど、一般事務職員とは異なる業務形態にあると見ている。また、早朝や延長保育への対応等、保育ニーズの変化も要因としてあげられる。これらの対処については、保育士の意識改革とICTの更なる活用を含めた業務改善を進め、働きやすい職場の創出と子どもたちのより良い保育環境の構築に努める。

「食品ロス」削減に向けての啓発活動を

市広報紙などで周知し、

各種団体には研修を



久米 潤子

問 食べられるのに捨てられる「食品ロス」は、家庭やレストランあらゆるところで見受けられる。「食品ロス」は年間632万トン、国民一人当たりに試算すると「お茶碗いっぱい分の食べ物」が毎日捨てられている計算になる。大量に捨てられているのは、スーパーやレストラン

の半分は家庭で発生している。先進自治体では、宴会での食べ残しを減らすため、乾杯後30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ「運動」を進めている。啓発が進み成果が出ている自治体では、2000年に82万トンあったゴミを、本年はほぼ半減させ、処理コストもピーク時から年間138億円の削減を実現した。減らした予算は、福祉や教

育など市民の生活の質の向上に活用することができる。食品ロスは世界的課題でもあることから、本市の子どもたちに、食育、環境教育において、啓発を進めるべきであると考えているがどうか。

答 食育の指導や環境への学びを通して、食べ物の大切さを知り、食品ロスの削減にもつながるような取り組みに努める。

問 市民と事業者の両方に食品ロス削減への啓発が必要と考えるが所見を伺う。

答 指摘のとおり、市民や事業者等に対し食品ロスをなくすための対策を講じる必要があると認識している。広報紙、ホームページ等で周知を行っていきたい。

問 各自治会に1名おられる環境美化推進委員に研修を行い、地域において食品ロス削減の啓発活動をしていただいてはどうか。

答 環境美化推進委員をはじめとする各種団体に食品ロス削減に関する研修を行う予定である。

短期集中予防サービスの今後について

実績を検証し、

より効果的になるよう協議を重ねている



山口 大輔

問 短期集中予防サービスには栄養改善が1つの目的として挙げられている。栄養改善は、重要な課題で、短期間で解決するのが難しい問題である。現在保険薬局の薬剤師が入って低栄養などの改善に取り組む事業が活

発化しており、香川県でも異業種連携をさせた「高齢者の低栄養防止コンソーシアム」が設立している。低栄養防止は、健康維持や栄養改善といった効果だけでなく、栄養改善に伴う保険料の軽減や、食べやすい食事を提供する飲食店との提携による交流人口の増加、今後導入予定の要介護度改善における介護報酬改定の切り口としても非常に効果があると考えられる。このことから、現状の見直しだけでなく新たに継続的な高齢者の栄

養改善並びに低栄養予防の取り組みを位置づけるべきと考えるがどうか。

答 短期集中予防サービスの栄養改善については、主観による効果測定であり、データ測定は行っていない。現在、栄養改善、低栄養予防の取り組みを含め、効果が確認できるよう協議を行っている。また新たな形態も含めてより効果的継続的なあり方についても協議を行っていき

問 対象人数や利用人数は、高齢化率の高い当市としては少なく、参加者増加に向けた広報手段についても今後、より改善が必要と感じる。今後も現在の事業を継続するのか、それとも市独自のスタイルを構築していくのか。

答 参加者数、効果等の実績を検証しながら、現在本事業の委託先である東かがわ市社会福祉協議会と、今後のより良い効果的な事業内容等について検討を重ねている。

市道認定見直しと足谷川左岸県所有地の有効活用について

市道認定見直しは困難、
足谷川左岸県所有地舗装は県に要望

渡邊 堅次

尊重したい。また、現在の市道管理業務にも影響が及ぶことから、新たな市道認定は困難である。

問 市道以外の道路整備は、原材料支給制度や道路整備事業分担金制度により地元の住民が対応しているが、一回の制度利用では、完成までに数年かかり効率が悪い。また、多くの車両が通り抜ける事ができ、緊急車両が通過する道路では、地元負担を負わすのも現実的ではない。認定されていない道路のうち市道認定要件を満たす道路があると思うが、再度認定路線を見直してはどうか。

答 既設道路が市道の認定要件等を満たすと思われる道路があることは事実であるが、道路整備の際に色々な経緯があったうえで認定に至っていないと判断されることから、当時の結論を

問 旧町時代の足谷川改修整備計画は、諸般の事情により事業がストップし、足谷川左岸の県有地が数十年そのまま放置されている。この土地を整備するこ

とにより、引田臨港線から新大浜線への緊急車両の進入が容易になり、また、引田臨港線から引田本町線への通行が緩和され、災害時には、浜から国道への避難道となると考えられることから県と協議し、県有地の足谷川左岸を整備してはどうか。

答 かつての足谷川の河川改修事業により取得した河川管理道部分の約60メートルの区間については、河川改修事業が廃止となったことから、アスファルト舗装について、香川県長尾土木事務所に要望している。

民間借家の活用を

建替え、民間借家等の両面から検討が必要



鏡原慎一郎

問 人口減少にともない、本市においても空き家が増加している。空き家の内、約2割が賃貸住宅である。今後、新たな投資を抑え、既存ストックの活用を

考える必要がある。公営住宅等長寿命化計画の中にある、民間借家との連携や民間活力の活用はどのように進んでいるのか。

答 入居者の退去後に用途廃止することとしている9団地のうち全戸が退去した小磯団地の用途廃止をおこなったほか、建替え計画のある4団地においても、退去した棟から順次除却を進めている。しかしながら、建替え計画のある4団地では、なかなか退去が進んでおらず、現段階では、次期計画の平成35年度以降の建設計画を具体化する状況

にはないと判断している。

また、民間住宅の借上げ等の官民連携やPFI事業等の民間活力の活用については、従来の公営住宅の枠を超えた取組みとして、情報収集に努めていくこととし、当面の間は、住宅ストックの適切な維持運営に努めていく。

問 これまで、民間借家との連携や民間活力の活用は行っていないということか。

答 市長までの段階でいくと検討は行っていないが、建設課内においては検討しているかもしれない。今後は、建替え、民間借家等の両面から検討が必要と考える。

問 一般社団法人移住・住みかえ支援機構と連携し、機構が実施しているマイホーム借上げ制度をアピールしてはどうか。

答 今後、ホームページで制度のお知らせをするといった取り組みをしたいと考えている。

私立高校通学世帯への市独自の支援を

恒常的な財政負担を伴うことから難しい



東本 政行

問 雇用破壊や経済危機のなかで、「学費が払えなくなつたので退学した。」など深刻な事態が生じている。私立高校の授業料滞納者数は全国で2万4,490人になる。今日、高校卒業

は多くの職業につくための必要条件となり、進学率は97%を超えている。経済的な理由で高校教育からの排除は、若者一人ひとりへの大きなダメージとなる。憲法26条は、国民に等しく教育を受ける権利を保障している。教育基本法第4条は、すべて国民は経済的事由によって教育上差別されないと明記している。政府は、「学費は教育で利益を受ける学生本人が負担するもの」という「受益者負担」を教育に持ち込み、学費値上げが

行われてきた。教育を受けることは基本的人権の一つであり、経済的理由で妨げられるべきでない。誰もが経済的事由なしに教育を受けられる条件を整えることは、若者に安心と希望をもたらし、日本の未来を支える安定した基盤となる。

香川県内の私立高校平均の3年間の保護者負担は、105万円、県立高校の約3倍である。その上通学のための定期代等も加わる。私立高校生への市独自の支援制度を設けてはどうか。

答 公立や私立の別によって、授業料等の保護者負担に大きな開きがある。現在、国や県の高校通学世帯への支援策が活用されている。市独自にも、高校生も対象にした「奨学金制度」を設けている。市独自の新たな支援制度の創設については、恒久的な財産負担を伴うこと等も考えられることから、実施は難しいと思われる。

市の三本松小学校跡地利用は

北棟校舎は公文書保管施設として活用する



大田 稔子

問 学校再編整備に伴う三本松小学校の跡地利用について何度か質問している。前回答弁された公文書を保管する場所として利用する方向で進んでいくのか。

答 体育館と運動場については、他の地域と同じように三本松コミュニティセンターの施設として位置付け、3階建ての北棟校舎は、市の公文書を保管する施設として活用していきたいと考えている。南校舎は、行政目的で市が活用する計画はなく、地元や民間で有効な活用をしていくのも選択肢として考えられる。

市教育委員会としても、子どもやスポーツ団体の活動や文化

的な行事開催、三本松地区の拠点として有効に活用されるよう支援していく。

問 今後のプールの利活用は。
答 今後、プール利用については考えていない。

問 地元関係者が取り組む場合、市は施設整備のイニシャルコスト・ランニングコストの支援をどのように考えているのか。

答 これまで他の地区における手法に準じると考えている。

問 できるだけ間を空けず、事業が進むよう市とのキャッチボールが必要と考えるが、進め方は。

答 市との連携は不可欠である。最も有益だと考えられる活用方法を地元の皆さまと協議の中で探り、連携していく考えである。

市の滞納整理について

債権回収に向けシステム化も



楠田 良一

問 昨年9月の一般質問で同様の質問をしているが、これまでの間、どのような対策をとってきたのか再度伺う。

まず現在、過年度分を含め公債権、私債権はいくらあるのか。ふるさと納税額は、県下トップクラスという、大変喜ばしい現状の中で安定した財政運営の基となる肝心な自主財源の確保が疎かになっていないか。市民の不公平感を払拭するためにも未収金の縮減を図る必要がある。昨年私が提案した、市全体を網羅した債権管理台帳の整備や専門分野の設置など、全庁的な取り組みについて伺う。

答 市の収入未済額は、平成28年度ベースで公債権約3億1、

000万円、私債権約6、100万円の計3億7、100万円であり、合計で前年度比5、900万円の減少となっている。

次に、取り組みとして昨年10月に3部長と関係各課で打ち合わせ会を開催し、確認したこととしては、徴収関係の担当部署の設置は、現時点では馴染まないこと、関係各課が今まで以上に連携し滞納整理に当たること、滞納額の有無程度の簡易な台帳を作成することなどであった。

また、県主催の研修会に4名の職員が参加、今年11月にも市独自の研修会を予定している。

問 まだまだ真摯に取り組んでいるとは思えない。市民の公平性の確保や市の債権管理の適正化を目指すのであれば、今何をすべきか考え、早急に実行に移すべきと考えるが。

答 債権回収に向け、仕組みも含めた対応を考えたい。

市の観光振興を

既存施設のPRにつとめる



橋本 守

問 基本構想では、既存の観光施設の機能強化、施設相互のネットワーキングと周遊化を促進し、広域圏へのアピールを進めていくとあるが、猪熊邸の公開についてどのように考えているのか。

答 施設の公開については、現時点では公開開始時期、公開頻度等は未定であるが、所有者において、公開にむけて前向きな回答をもらっている。

問 松原海岸のPRをどのようにしていくのか。

答 御山と合わせてPRをしていきたいと考えており、PRの手法には、SNSなどのインターネットを使うことも効果的であると考えている。

問 御山の活用のためには砂の入れ替えが必要であると考えているが。

答 砂の入れ替えであるが、松原園地が白鳥神社の所有地であることから、市がすぐに進めることは困難である。

園地がどうあるべきなのか、十分なコンセンサスができることがまず必要でないかと考える。

問 旧白鳥保健センターや周辺の施設を、御山や松原海岸に訪れる方々の駐車場等として活用していく考えはないのか。

答 現在のような、多様な使用形態を継続していきたいと考えている。



所得制限なしの

給食費無償化をすべきと思うが

恒久的な財政負担を伴うので難しい



三好千代子

問 本市は給食費として、年間約1億円を保護者から集めている。これは給食の原材料にかかる費用であり、小学校中学校の給食費を、保護者の所得制限無しに、無償化すべきだと思う。保護者の所得に関係なく無償化することの利点は、徴収事務が無くなり給食費の滞納問題も解消され、生活保護や就学援助を受けている家庭を差別化しない(子どもの自尊心を傷つけない)こと等が考えられる。財源としては、国費で賄うべきだと考えるが、当面は本市のふるさと納税の寄附金、あるいはクラウドファンディングを考えてはどうか。所見を伺う。

して、学校給食法に基づいて、実施されている。同法第11条では、学校給食の実施に必要な施設や設備、運営に要する経費は市が負担し、その他の経費は児童生徒の保護者が負担することとされている。給食費の無償化については「要保護及び要保護児童生徒就学援助費」として、給食費の全額を補助する制度も制定されている。全ての児童生徒の給食費の無償化については、恒久的な財政負担等を伴うことから実施は難しいと考える。

問 現在の日本は、いろいろな面で格差が広がっている。例えば、JRの寝台特急券がすぐさま完売するが、ひとり親のお母さんたちは、2つ、3つの仕事を掛け持つ子どもを育てている。ぜひ無償化を考えていただきたい。

答 ふるさと納税やクラウドファンディングについても難しいかなと感じている。

災害対策で「水道施設」の

耐震化の進捗状況は

更新事業計画に基づき実施する



滝川 俊一

問 水道は市民生活や社会経済活動に不可欠で、重要なライフラインとなっている。そのため地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても物事を中心となる重要なものである。水道施設の安全性の確保や、重要施設等の給水の確保、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保が必要となる。本市における水道施設(浄水場)の耐震化の進捗状況について。

カ所で、残り3施設の内1カ所については、耐震補強が必要との結果が出ている。残り2カ所の耐震診断については、浄水場同様、計画的に実施する。

問 水道管の耐震管への更新状況は、どのように推移しているか。

答 水道管の耐震管への更新状況は、現在耐震化率7・6%である。管路に使用する材料は耐震対応の資材で対応し、平成39年度末の更新計画は、19・1%の予定である。

問 災害対応型カップ式自販機の設置について、避難所生活におけるお湯の供給は大きなメリットがあると考えるが、本市の取り組みは。

答 避難所生活における、お湯の供給は必要であるので、電気、水道が遮断した場合のことも想定して、今年度から、ガスボンベ式のカセットコンロを備蓄する予定である。自販機は検討する。

市の責任、瑕疵の考え方を問う

よりよい方法を見つけたい



大藪 雅史

問 新聞にも発表されていたが南あわじ市、鳴門市、東かがわ市とサイクリングで交流人口を増やそうとしているようだが、サイクリングに限らず、ハイキング、キャンプ等市道、市有地を利用する場合、様々な事故、事件が発生すると考えられるが市としての責任の所在、瑕疵というものの考え方を聞く。

一点目は市道の瑕疵を問われる損害賠償に至ったことはあるか。二点目はどういった判断によつて支払われたのか。三点目は司法の判断を求めたのか。

答 損害賠償に関しては直近3年間で3件支払い、総額は2,789万円で保険により賄っている。判断は保険会社の算出した金額による。訴訟はしたことはない。

問 支払いの方法を聞いたので

はない。市に落ち度、瑕疵があると市長が判断し支払ったのであるが、これからこういったサイクリング等で交流人口が増えた場合、事故はますます増えると考ええる。サイクリング等スポーツ振興による、まちおこしをしている志摩市においては、イベント時の保険を除いて、すべて自己責任という姿勢で臨んでいるそうである。ここ3年間で市民による損害賠償請求の事案は一件もない。転倒や怪我は多数あると思うが、市民は自己責任ということを理解されている。

しかし、こういった先例が出ると限りなく請求事案が増えるのではないか。私としては納得のいかない乗用車の事案もあった。自己責任では納得のいかない方もおられると思うが、司法の判断に委ねればいいのではないか。

答 個々の対応については、どの自治体も共通の悩みであるが、他の市町とも協議し、よりよい方法を見つけていく。

徳育教育の充実を

地元の教材を活用し充実に努める



木村 作

問 外務省やジャイカ、ジェトロ等の報告書を読むと「今、最も日本人らしい日本人」が住んでいるのは、戦前から戦後にかけて中南米やカリブ海諸国、太平洋の島々に移民した人達やその子孫であると感じるそう

だ。勤勉で労働を尊び、長幼の礼を極め、謙虚で貧しくとも礼節を重んじる、美しい日本人の姿が有る。そこには、戦後の物質的な豊かさを求めた政府の方針と、在外邦人に対する棄民に等しい政策の為、移民先では独自の日本人社会が形成された。今日の様な日本になったのは偏に徳育教育や倫理教育の欠如に依るものであると考える。教育長に次の二点について所見を伺う。

答 東かがわ市における、市独自の道徳教育を実施すべきと考えているが、市内における現状と課題について。

問 各学校では道徳の時間を設け、学校や家庭、地域が一体となり実践的な行動に結びつくように学校教育活動全体を通じて指導を行っている。

答 文部科学省では、学校教育現場において教育勅語を活用する場合は憲法や教育基本法に反しないような配慮をすれば教材としての使用を認めている。本市でも徳育の観点から教材として市独自の道徳教育を行うべきであると思うが。

問 教育勅語の教材としての活用については、慎重に検討し国民の合意が必要と思う。来年度からの「特別の教科道徳」では地元の教材を活用し、規範意識、不撓不屈、生命の尊さ、など道徳的な心情を養い実践力に結びつく徳育の充実に努める。

総務建設経済

常任委員会

閉会中の調査事件

調査実施日 平成29年7月4日

○香川県広域水道事業体設立準備

協議会の状況について

上下水道課より県内の水道事業を統一する香川県水道広域化基本計画(案)の説明を受けた後、質疑を行いました。内容は次のとおりです。

水道広域化については、平成30年4月から、企業団での開始を目指し準備を進め、平成32年度には県内5ブロックの統括センターに事務所を集約する。

企業団の職員は、設立当初は構成団体からの派遣とし、平成32年度から順次、身分移管と企業団での新規採用を行う。また、平成30年度からの10年間で、広域水道施設整備に230億円余り、更新施設整備は1,070億円余りで、総額約1,300億円余りの施設整備を行う。

企業債残高を、料金収入の3.5倍以内となるよう財政運営を行う。また、著しい料金値上げを避けるため、料金改定率が10%を超

える場合は、一般会計からの繰り出しを行うものとする。

委員会での主な質疑は次の通りです。

問 東かがわ市で残す浄水場はどの施設か。また耐震化については広域で対応するのか。

答 水主浄水場が廃止、川股浄水場、入野山浄水場は存続する。更新計画は、広域に持ち込んでいく予定と考えている。

問 地域の夜間漏水事故等の迅速な対応が必要と考えられるが。地元業者への配慮について、協定書に記載できないのか。

答 契約制度等については今後、要望していく。

問 平成32年度から順次行う、身分移管の詳細は。

答 当分の間は、在職派遣でいきなり。現在、身分移管をしていくという具体的な数字は、出ていない。身分というのは非常に大事な点である。現在、方向性が細かく煮詰まっていないが、今後、全体の流れの中で、東かがわ市として強く議論し発言していく。

民生文教

常任委員会

閉会中の調査事件

調査実施日 平成29年9月8日

○白鳥中学校区学校再編事業について

問 新校舎建設中及び旧校舎解体中におけるクラブ活動はどうするのか。

答 中央公園や他の小学校等、代替になる場所を確保し生徒の負担が大きくならないようにしていく。具体的な案についてはある程度固まった時点で示したい。

問 寄宿舎、元久詰寮は国の補助金を受けて建設したものだが取り壊しに問題はないのか。

答 返還が生じる場合は県との協議が必要なものもあるが、補助金の返還が生じない場合もある。今後しっかり詰めていきたい。

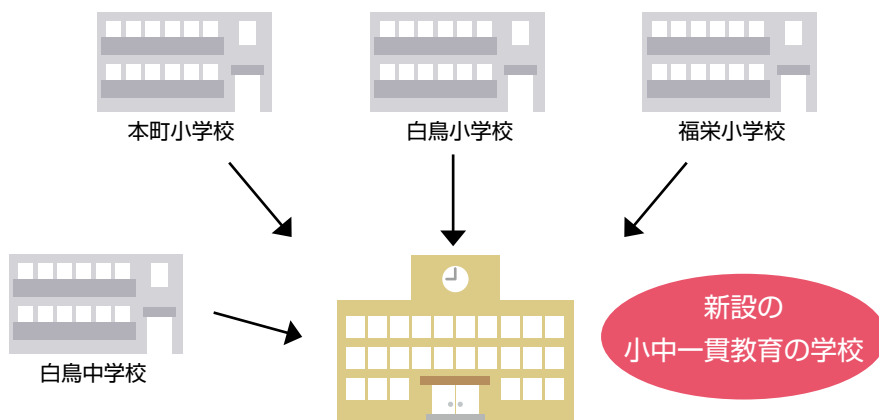
問 建設費の総額は幾らぐらいを考えているのか。

答 今基本設計中であり経過としては出ているが具体的な金額を示せる段階ではない。

問 建物の形状や配置など議員だけでなく協議会の意見等も取り入れたなかで大きく変更すると言う

ことは可能なのか。

答 大きな形状の部分はこの形で設計を進めているので建物全体の形はこれで行く。内容の部分については利用する、指導する先生方と学校の方で詰めた案を協議会に示している。



※現白鳥中学校敷地内で建て替える予定です

議員定数調査検討特別委員会

6月8日の委員会での協議を踏まえ、8月29日及び9月12日に委員会を開催し、①常任委員会②人口③面積④時代背景⑤住民感情の面から協議を行いました。協議の結果は次の通りです。

また、今後は、まだ検討途中の項目を協議し、最終的にあらゆる視点から議員定数をどのようにまとめる結果（議員定数）を導き出していくのかの協議を行っていく予定です。

①常任委員会

現在は、3常任委員会（総務建設経済常任委員会、民生文教常任委員会、予算審査常任委員会）で行っているが、現在の市長部局及び教育委員会の体制から考えると、予算審査常任委員会を除いて3常任委員会に審査すべきである。また、それぞれの適正委員数は7〜8人が妥当であるとの結果となった。ただし、議員一人が複数の委員会に所属できることからその協議については、議長に委ねることとした。

②人口

人口から見た議員定数については、人口基準日を選挙の1年前の1月1日とし、概ね議員1人当たりの人口数をこれまでの東かがわ市の議員数やその時代毎の人口で算出した平均である1,800人とするものとした。

③面積

面積については、最終的にすべてを勘案して結果（議員定数）を導き出すにあたっての最終段階で宅地や山林、田畑の面積を係数化し、掛け合わせるものとした。

④時代背景

合併からの予算規模の推移や全国的な議員定数の推移から判断すべきということになり、次回の委員会において再度検討することとした。

⑤住民感情

その定数としたことについてしっかりと、住民の皆様の説明する事が大切である。また、パブリックコメントや議会報告会を介しての住民の皆様への説明や意見聴取は、今後の検討課題とした。

議会改革推進会議

議会基本条例に基づいて、市議会内の改革を継続的に取り組んでいます。

平成29年度の会議では、次の事項について協議しています。

一般質問について

現在の「一人の持ち時間は20分・質問回数3回」等を今後どうするか協議しています。

自由討議の取り組みについて

議員間において、質疑等やかみ合っていない案件について理解を深めるためにどの様にするかを協議しています。

常任委員会の取り組みについて

常任委員会数3常任委員会（総務建設経済・民生文教・予算審査常任委員会）で現在開催しています。委員長手当ての支給について・正副議長の委員会への所属についても協議しています。

議会報告会関係について

どの様に行う事が良いか、参加者数をもっと増やしていくにはどのような取り組みをしたら良いかを協議しています。

議会の配信について

定例会は録画配信をしているが、

ライブ中継をしてはどうか、またカメラの位置について背景が映らないようにできないか協議をしています。

今後は附属機関等の議員の就任について、選挙に係る公費負担関係について、政策立案や研修等で充実強化を図り、議員個々のレベルアップをすることについて協議を重ねていきます。決定されたものについては、今後報告を行います。



視察報告

全国的に、委員会視察とは別に、個人での行政視察及び各種研修会の参加を行う際に使用される費用に政務活動費とよばれるものがあります。

各市町村議会によってその金額は異なりますが、東かがわ市では政務調査費（政務活動費）は平成20年度から廃止されています。

それ以後は各議員が行政視察等を行ってきましたが、平成28年度より各議員に対して年額20万円を上限とした旅費が「東かがわ市議

員派遣取扱要領」に基づいて運用されています。

この制度を利用して平成28年度は延27人（実人数16人）、平成29年度はこれまでのところ、延18人（実人数13人）が行政視察等を行っています。派遣についての取扱いは次のようになっています。

①対象は

行政視察等を行う場合、事前に目的や旅程、移動手段、宿泊先等並びに費用を記載した計画書を議

長に提出します。議長の承認を受けた行政視察、研修会等に限り対象となります。

②支給対象は

旅費（公共交通に限り交通費実費・宿泊費）が支給対象となります。研修会等で必要な受講料は支給対象として含まれていません。また飲食費も同様に自己負担となっています。

③報告書の提出は

終了後は報告書の提出が求められています。またこの報告書は市議会ホームページで全て公開して

おり閲覧が可能です。

④支給の時期は

費用は参加した議員が個々に支払います。行政視察等終了後に、報告書並びに領収書原本の提出を行い、確定されたのちに対象となる実費分が支給されます。

行政視察等で研修した内容はその後の議員活動や、一般質問などに活用されています。今後も住みよい東かがわ市になるよう研修を通して研鑽し、政策形成及び立案能力の向上等を図ってまいります。

平成28年、29年度の2年間

行政視察研修会等の訪問先

平成28年度

- 北海道
 - 旭川市 地域自治推進ビジョンについて
 - 浦臼町 農業の6次産業化及び新たな取り組みについて
 - 札幌市 市立図書館での取り組みについて
 - 滝川市 公共施設マネジメント計画について
- 秋田県
 - 秋田市 アートによる地域活性
日本女性会議2016秋田
- 東京都
 - 葛飾区 空家対策について
 - 町田市 図書館について
 - 文京区 暮らしの足をみんなで考える全国フォーラム2016
- 神奈川県
 - 川崎市 スマートコミュニティセンター
- 静岡県
 - 静岡市 全国市議会議長会研究フォーラムin静岡
- 愛知県
 - 名古屋市 自治体進化への突破口（全3講）
- 滋賀県
 - 大津市（全国市町村国際文化研修所）
第1回市町村議会議員特別セミナー
- 山口県
 - 下関市 「みのりの丘ジビエセンター」について

平成29年度

- 東京都
 - 武蔵野市 図書館視察
 - 立川市 財政基礎研修
- 三重県
 - 志摩市 スポーツ観光推進事業について
- 滋賀県
 - 大津市（全国市町村国際文化研修所）
自治体決算の基本と実践
～行政評価を活用した決算審査～
世界情勢からわがまちの未来をつくる
～トップマネジャーの方のために～
第1回市町村議会議員特別セミナー
第2回市町村議会議員特別セミナー
地方財政制度の基本と自治体財政
- 大阪府
 - 守口市 小中一貫教育について
- 鳥取県
 - 琴浦町 認知症対策について
- 島根県
 - 海士町 六次化産業について

平成29年9月末現在の情報です

平成29年度東かがわ市議会 第4回(9月)定例会 議員の賛否表

議員名	議決月日	議決結果	賛成	反対	久米潤子	滝川俊一	山口大輔	三好千代子	東本政行	大田稔子	工藤正和	渡邊堅次	楠田良一	橋本守作	木村作	大森忠明	田中貞男	石橋英雄	鏡原慎一郎	中川利雄	大藪雅史
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度東かがわ市一般会計補正予算(専決第1号))	9/6	承認	17	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第1号	平成29年度東かがわ市一般会計補正予算(第2号)について	9/22	可決	16	1	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第2号	平成29年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	9/6	可決	17	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	平成29年度東かがわ市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について	9/6	可決	17	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	平成29年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第1号)について	9/6	可決	17	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)	9/6	可決	17	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	平成28年度東かがわ市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9/6	可決	17	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第7号	香川県広域水道企業団の設置について	9/22	可決	16	1	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は賛成 ●は反対した者です。

※議長(井上弘志)は可否同数の場合のみ裁決権があります。

※認定第1号から認定第8号までの平成28年度各会計歳入歳出決算の認定については、平成28年度決算審査特別委員会に付託され継続審査となりました。

公共交通対策特別委員会

公共交通対策についての一般質問において、市長から、「コミュニティ協議会を主体として実施することが望ましい」との答弁があったことをふまえ、委員会において、公共交通空白地や生活交通不便地域への対応について、議論をしてみたい。

委員会の協議の中では、市内の公共交通の現状や交通弱者への対応など、様々な角度から検討を行いました。

委員会としても、対象となる地域を各コミュニティ単位として検討し、その地域の実情にあった運営の方法や、アンケート等の実施などを盛り込んだ提言を委員会として提案することで意見がまとまりました。

今後、コミュニティ協議会、執行部、特別委員会の役割な



どを引き続き検討し、政策提案につなげていきます。

議
会
日
誌

20日 行政視察受入(丸亀市)
(タブレット端末の導入について)
議会運営委員会

7月

21日 議員定数調査検討特別委員会
(特徴のある議会運営について)
行政視察受入(愛媛県愛南町)
(議会におけるタブレットの活用等について)

8月

22日 議員定数調査検討特別委員会
(議会におけるタブレットの活用等について)
議会改革推進会議
全員協議会
議員定数調査検討特別委員会
議会運営委員会

9月

6日 本会議
総務建設経済常任委員会
予算審査常任委員会
民生文教常任委員会
議員定数調査検討特別委員会
一般質問
一般質問
本会議
議会改革推進会議
議会広報広聴特別委員会

10月

4日 公共交通対策特別委員会
議会広報広聴特別委員会
議員定数調査検討特別委員会
議会広報広聴特別委員会
行政視察受入(島根県雲南市)
(タブレット端末について)
議会広報広聴特別委員会
決算審査特別委員会
全員協議会
決算審査特別委員会
議会運営委員会
議会改革推進会議

地方自治のしくみと議会の使命

一 地方自治とは

地方のことを自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が、住民の意思に基づいてその事務を処理することをいいます。

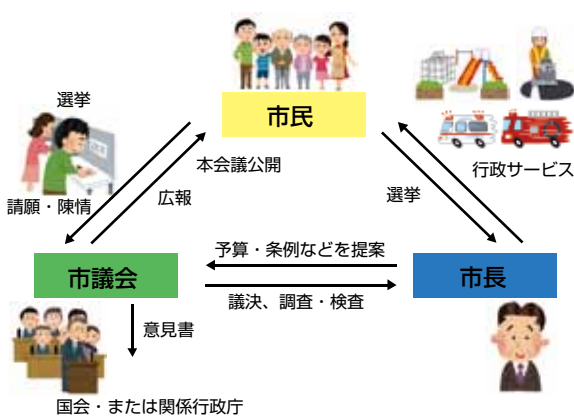
地方自治が、本来の自治であるためには、国から独立した地方公共団体がその判断と責任で行う**団体自治**と、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う**住民自治**との2つの要素がともに満たされることが必要です。この2つの要素は密接不可分で、この両者を切り離して地方自治を考えることはできません。

二 議会の使命と議員の職責

議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関です。日本国憲法第93条で、地方議会の設置根拠が保障されています。

この議会の使命は、2つ挙げられます。その第1は、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定す

ることです。議員は本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通して、政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議で最終的な意思決定を行うことになります。議員自身による政策の提案は、質問、質疑、意見書、決議、時には議員立法で条例制定などができます。第2は、執行機関に対する批判・監視する機能(使命)です。この批判と監視は、あくまでも住民の利益を十分反映して、活発に行われることが大切です。



編集後記

秋晴れの心地よい季節となりました。今年の夏は、とても暑い素晴らしい夏でした。

三本松高校野球部、甲子園ベスト8おめでとうございます。夢と感動をありがとうございます。

私たち編集委員は、議会の活動状況や機能強化について十分議論・検討したことを、わかり易くご報告し、また、活発な議事を伝えてまいります。そして、市民の皆様が「読みたくなるような議会だより」を目指し懸命に取り組んでまいります。



市民の皆さん、議会を傍聴してみませんか。